

STRICTLY MEMBERS ONLY

M.C. (P) No. 50/9/81

1982: 6 月 號

# 月報



シンガポール日本商工會議所

# 目 次

(1982年 6 月号)

|                   |                                                                                      |              |         |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|--------------|---------|
| ○ シンガポールの外国人労働者問題 | (シンガポール・フジテック・エレベータ(株))                                                              | 風間 一潤        | 1       |
| ○ シンガポール国立大学      | 日本研究学科の現状について                                                                        | (シンガポール国立大学) | 桑川 光樹 9 |
| シンガポールの観光事情       | (シンガポール日本商工会議所)                                                                      |              | 16      |
| 1982年度 NWC 勧告(本文) | ( 同 上 )                                                                              |              | 20      |
| 会員紹介              | (住友重機械工業、ザ・ポリオレフィン・カンパニー、三菱倉庫、富士写真フイルム、飯野海運(株)、スミズ電機、アジア民間投資会社、松下テクニカル・センタ、中野シンガポール) |              | 34      |
| 理事会の動き            |                                                                                      |              | 40      |
| 部会活動              |                                                                                      |              | 43      |
| 5月～6月の主な経済記事      |                                                                                      |              | 45      |
| 広 報 欄             |                                                                                      |              | 48      |
| 資料案内              |                                                                                      |              | 51      |
| 編集後記              |                                                                                      |              | 53      |

# シンガポールの外国人労働者問題

シンガポール・フジテック・エレベータ（株）

風 間 一 潤

年頭の新年メッセージの中で、リー首相は特に経営者宛に外国人労働者問題について、要旨次のように言及されています。

「外国人労働力の移入停止

非伝統的労働力供給国からの労働力移入は1982年で終了する。これら労働者への就業ビザが切れる1984年末までには、建設・造船・家事従事者を除いて非伝統的労働力供給国からの移入労働者は、すべて帰国することになる。

1991年までには、建設や造船を含むすべての部門において、非伝統的及び伝統的労働力供給国のいずれからの外国人労働力をも必要としなくなるようにする。

1992年以降の外国人労働者は、シンガポールの生産性向上に資する者に限る。」

政府のこの政策に如何に効率よく対応していくかについて、弊社は目下、本問題を当面の経営最重点課題として取組み中ですが、過日「月報」編集氏より首題のテーマを与えられましたのを機会に、新聞等で周知の情報と弊社の昨今の状況などを織り交ぜながら且、系統的分析からは程遠い散文的記述に終ることをお詫びしつつペンを執りました。

まずはじめに弊社の概況を簡単に御説明させていただきます。

弊社は1972年、フジテック株式会社とシンガポール開発銀行(DBS)他との合併により、エレベータの専業メーカーとして資本金1000万Sドルで設立され、フジテックの経営・技術指導のもとに、その販売・設計・製作・据付・保守を一貫して行ってきました。

4月末現在の従業員総数は、1069名。うち管理職、日本人出向者を除いた一般従業員は892名。このうちの22%に当たる195名が外国人労働者であり、その内訳は、マレーシアン55名、スリランカン139名、インドネシアン1名となっています。（全員男性）

### ＜1977年－1979年中頃＞

（マレーシアからの採用開始）

（1978年、政府は非伝統的諸国からの労働者移入の許可をはじめる）

1977年初め以来、シンガポールの労働市場はそのタイトさを示しはじめてきました。同年10月、弊社は生産・据付・保守点検・修理工事などの分野に於いて所謂「ブルーカラー」要員を充足するために、初めての外国人労働者（マレーシアン）の採用にふみきました。その理由の一つは、一般的に申して若いシンガポリアンにとつて如上の生産、就中、据付、保守などという「汚れる仕事」が魅力に乏しいものとなり、優秀な応募者が少なくなってきたこと、況んや完全雇用状態下に於いてをやということでした。

1978年に至り政府は従来の伝統的諸国以外に、非伝統的諸国からの外国人労働者移入の許可をはじめました。

この外国人労働者移入に当つての弊社の基本方針は、従業員の間に於ける国籍、人種などの相違に基づく問題を出来る限り少なくするために、シンガポールと似たタイプの風俗習慣、文化的、教育的背景をもった国からの採用でありました。従つて非伝統的諸国からではなくて、すべてマレーシアからの採用を行ってきました。

このようなマレーシアに対する定期的な従業員募集活動は、その後も、1979年中頃まで継続的に行われました。

### ＜1979年中頃－1981年中頃＞

（マレーシアからの採用困難）

しかし1979年6月以降、マレーシアに於ける従業員応募者の数は劇的な減少を示しはじめました。そして1980年10月に10名の採用を

最後としてその募集活動を打ち切りました。

これは申すまでもなく、マレーシア自体の急速な経済成長による国内雇用機会の増大のため、わざわざシンガポールくんだりまで働きに出るマレーシアンが少なくなってきた、ということが主要因でした。

しかしその時点では、私どもの方針は、このマレーシアに代る労働力供給源としてのインドネシア・タイ・スリランカなど所謂非伝統的諸国については、シンガポールとの間の風俗習慣言語等文化的、教育的背景の相違が比較的大きいということ等を問題点として、当面は、これら諸国からの採用を見送ることとしていました。

御高承の通り、1979年央から81年央までのシンガポール産業界に於ける労働者不足は、日増しにタイトの一途を辿っていました。

#### ＜1981年中頃－1981年末＞

（スリランカからの採用開始）

（1981年6月、政府は非伝統的諸国からの労働者移入自由化発表）

弊社も、この労働者不足の例外たり得ず、遂に81年5月、マレーシアに代る労働者供給源として非伝統的諸国の中からスリランカを選定し、補充要員などの採用決定を行いました。スリランカを選んだ理由としては、一般的に申して英語でコミュニケーションできるという点でした。

スリランカは、6月、7月、8月と12月の4回に亘り合計154名が採用され、それぞれ生産・据付・保守各部門に配属されました。

弊社がスリランカの採用にふみきった81年5月は、とき恰も政府が「非伝統地域からの外国人労働者の移入自由化計画」発表の寸前でありました。因みに、81年6月24日付のパナニュースを引用しますと、

「外人労働者の移入、2年間自由化

政府は労働市場の逼迫を緩和するため“向こう2年間”という期限付きで外人労働者の移入を自由化する計画を発表した。

これは、先にゴー・チヨクトン保健相がシンガポール国際商工会議所の年次総会で明らかにしたもので、新措置は過去2年間シンガポール

政府がとつてきた、非伝統地域からの労働者移入規制の姿勢をくつがえすものである。

公式統計によれば、シンガポールの労働者およそ110万人のうち10～15%が外人労働者で占められているが、伝統的な外人労働力供給源であるマレーシア、インドネシアが各々自国の経済成長により十分な余剰労働力を供給して来なくなった現在、シンガポール政府としても代替供給源を確保するため、新たな地域に門戸を開かざるを得なくなったものと見られる。

ゴー保健相は、計画の発表に当って、「外人労働者の移入自由化は、さらにシンガポリアン労働者の労働態度に活を入れるためのものである」と述べ、「NWCガイドラインにより3年続きの高賃上げを保証され、しかも連日ストレーツタイムズ紙に5頁にも及ぶ求人広告があふれるような労働市場条件にあって、シンガポリアン労働者は恵まれた環境にあぐらをかきつつある」と指摘した。」と。

このような状況下でのスリランカンの採用により、私どもは、彼等が一部を除いて基本的には極めてハードワーキングであるとの確信を得ましたので、さらに12月に、追加採用を行いました。

丁度その頃、政府はスリランカなど非伝統的諸国からの労働者移入について再び制限的姿勢をとることを明らかにしました。

この間の事情を12月22日付のパナニュースは次のように報じております。

「外人労働者受入れを厳しく

リー・クアンユー首相は「このまま非伝統地域からの労働者移入が続けば、我々も早晩ヨーロッパ諸国と同じ問題に直面することになる」と述べ、政府が今年半ば以降実施している非伝統地域からの労働者移入自由化政策を造船・建設両部門を例外として、2年間の認可期間以降更新しない旨明らかにした。

リー首相によれば、現在シンガポールにはインド、スリランカ、バン

グラディシュ、フィリピンなど非伝統地域からの外人労働者が3万人以上に上っているという。

首相はこの発言をマハティール馬首相との共同記者会見の席上明らかにしたもので、「非伝統地域からの外人労働者を使っている企業はそれぞれに与えられている認可期間2年間を猶余期間として方針を決めなければならない。もしこの種の企業がマレーシアへの移転を望むなら、シンガポールはそのための便宜を図ろう」と述べた。」と。

### 〈外国人労働者との諸問題〉

さきに挙げましたスリランカンの「英語でコミュニケーションできる」という利点は、その後の各職場に於ける教育訓練を“比較的”容易にはしましたが、彼らの殆んどは、近代産業についてのバックグラウンドを持っていないために、各職場に於いて工具・機械・装置などに関する最も初歩的な知識から、基礎的な安全知識に至るまで、文字通り、マンツーマンで手とり足とり教えなければなりませんでした。

スリランカ労働者の導入当初は、彼らとスーパーバイザー或は同僚シンガポリアンとの間で、日常少なからぬ誤解が発生したようですが、それもやがて双方が風俗習慣などの文化的背景の異いを理解するようになってからは、急激に減少していきました。

面白い一例がありました。スリランカンは同意、了解を表わすとき、首を横に振ります。このしぐさは、シンガポリアンにとっては当然NOを意味します。当初はこんな単純なことが原因で、スーパーバイザーとスリランカンとの間で、「指示に従わない」とか「理解度が鈍い」などという誤解が発生し後日、笑い話のタネになったりしました。

また「英語でコミュニケーションができる」と云っても、スリランカンの話すスピードが非常に早いことゝ、インド風巻き舌とでも申しますか、シンガポリアンとは異った発音のためにコミュニケーションがスムーズにいかないといった点多発し、生産性ダウンの一因にも挙げられたりしていましたが、これもトキが徐々に解決しつつあります。

このような風俗習慣言語など文化的、教育的背景の異いは、一般的には彼ら外国人労働者がその技能習得に際して、結果として比較的長い時間と、高いコストを要することになっています。

雇用コストの面から外国人労働者問題をみますと。弊社の場合も多く、の企業と同様に、彼らのために住宅とそれに付随する主要家具、炊事用具など必要備品を提供すると共に、人事スタッフが就業時間以外にも密接な交流を保ちながら、支援、管理を行っています。

これらのコスト増に加えて、4月から実施された一般外国人労働者雇用税（外国人労働者1人につき月給支給額の30%、但し月額最低150ドル以上）の段階的实施などが、更にそのコスト増を促すことになります。

シンガポリアンによる労働力自給体制の確立を目標に外国人労働者の雇用コストを重くして、実質的に新規の外人労働移入を制限しようという政策意図のもとで、なおかつ、緊急避難的、暫定的措置として当面、外国人労働者を雇用せざるを得ないというところに私どもの苦悩があります。

### 〈むすび〉

おわりに、この問題に対する私の卒直な所感を披瀝し、大方の御批判を仰ぎ度いと存じます。そのポイントは、この政策の変更それ自体を云々することではなくて、この政策の実施スケジュールの点にあります。

つまり、政府は今年1982年以後の非伝統的諸国からの外国人労働者の雇用を許可しないのみならず、それ以前に雇用されていて企業内で既に訓練され、或る程度の技能も習得してきたこれら外国人労働者が、その労働許可証の期限が切れた場合も、それ以後の延長が認められず、84年末までには全員（除、建設造船など）帰国しなければならないということです。

政府が1978年に非伝統的諸国からの労働者移入を許可しはじめたとき、雇用者の多くは、これは臨時的な措置であって、いづれ近い将来、

それ以上の外人労働者の移入を制限、停止するであろう。そしてその時機に、既にシンガポールで働いている外人労働者については、引続き働くための労働許可証の延長を或る程度許可するであろう、という印象を強くもつていたようです。このことは、外人労働者との雇用契約の殆んどが、その期間について最初は2年間とし、引続き労使双方の合意により（勿論、労働許可証の延長許可が前提条件）1年間の延長ができる云々としていることから推しはかれます。

多くの雇用者が優秀な外人労働者について最初の2年契約のあと、更に2—3年、会社に留って欲しいと望んだとしても、あながち不自然とは云えないのではないででしょうか。勿論、私どもが手前勝手にそう思い込んでいたのでありましょうが——。

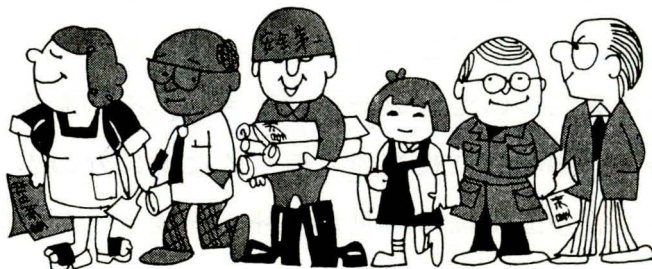
そこで若し政策御当局に一つお願いできるとするならば。

現行の建設、造船などといったカテゴリーだけではなく、これを広く支える関連産業についてもカテゴライズし、その産業がもっている外人労働者需要が、基本的に長期的・恒常的なものなのか、短期的、臨時的なものなのか等を国民経済的見地、社会的観点から検討し、場合によっては個別企業レベルにまで下ってその実態に即した、キメ細かい柔軟な政策配慮が必要なのではなかろうか、という点にしばらくしたいと思います。

この一年余という短い期間に於けるシンガポール政府の、外国人労働者問題に対する政策ニュアンスの動きの中に私が見たものは、当面の労働力不足解決のための短期的諸施策と、国家百年の大計の視点に立つ長期的政策、方針との間に在って、伸び盛りのシンガポールという若い国家に与える外国人労働者問題の、有形無形の社会的インパクトから、それらのマイナス要因を排除しつつ、遠大な国づくりと調和させるべく敢闘している政府の真摯な姿であり、そしてそのことから私は、自身がこの政策によって経営上少なからぬ困難に直面しつつあるという立場をしばし離れて、困惑よりも寧ろ深い感動すら覚えたことを告白しなければなりません。

そしてこの国で企業を経営させていただいている一人として、今さら申すまでもないことながら、その素晴らしい国づくりに微力ながらも、最大限の協力を惜むものでないことも付記しておきたいと思います。

以 上



# シンガポール国立大学

## 日本研究学科の現状について

シンガポール国立大学  
日本研究学科  
教授：糸川 光樹

大学はいま、一学年度の授業がおわり、学生は6月末までの長い休暇に入りました。もっとも教員の仕事はあまり減りません。ことに私たち日本研究学科の場合は、かえって忙しいくらいです。それというのも、昨年この学科が新設されて、いまようやく10カ月、組織も設備も内容もまだ基礎固めの段階で、授業のあい間のこの時期に、何とか整備を済ませたいからです。

DEPARTMENT OF JAPANESE STUDIES というのが、学科の正式名称です。その日本語訳を何とするか、それも最初に頭を使った問題でした。「日本学科」の方が簡単で清楚な感じがするようです。しかし結局、言いにくい「日本研究学科」の方を選んだのは、この方が原語に近いこと、またすでに準備の時期から関係者の間でそう呼ばれてきていたこともありますが、何よりもやはり、総合的な日本研究をめざすという、この学科の意義・目的を強調したためでした。日本文化を研究する学科は世界各地の大学に散在するでしょうが、東南アジアの大学の独立学科としては、ここが唯一というふうに聞いております。

学科設立のことは、1979年、リー・クアン・ユー首相が訪日の際、当時の大平首相との間で話がすすみ、国際交流基金が財政上また実務上の援助をすることで実現の運びになったものです。その間、現地日本大使館が多量の労をとられたことはもちろんです。

もっとも、学科は当然、国立シンガポール大学の組織の一部ですから、日本側の援助といっても、それは間接的あるいは側面的なもので、教育方針・人事・財政の全般にわたっていわゆる「ヒモ」はついていません。

日本研究学科が所属する Faculty of Arts and Social Sciences（人文学部に相当）には、Chinese Studies, Economics and Statistics, English Language and Literature, Geography, History, Malay Studies, Mathematics, Philosophy, Political Science, Social Work, SociologyそしてJapanese Studiesの12の学科があります。その中で外国研究にかかわるのは、Chinese Studies, English Language and Literature, Malay Studies, Japanese Studiesの4学科ですが、純粋に「外国語」を提供しているのは日本研究学科だけ、ということになります。

私が学科長代理という資格で日本から赴任してきたのが昨年5月末、それから他の2名の教員人事が決まったのが7月はじめ、そしてその時にはもう新学期の発足というわけでした。ちょうど Kent Ridge 校舎の落成とも重なり、なかなかあわただしい思いをしたものです。

もっともそれまでに、カリキュラムをはじめ学科の概要についてはすでに原案ができており、事情に暗い私でも何とかすぐに仕事が始められるだけの下準備はできていました。ただ、一番の問題は、いったい何人の学生が日本研究学科に来るかという点で、一応定員40名程度という内示はあったものの、実はだれにも予想のつかないことでした。私は最大を50名とふみ、以下5名きざみに、最低5名までの場合を想定して、時間割の素案を作っておきました。

ご承知かとは思いますが、ここでちょっと、学生の履修課程について説明を加えたいと思います。日本の大学とは違い、ここは3年で卒業して学士の資格を獲得します。ただしその中で選ばれたわずかの者はさらに第4学年に進み、Bachelor with Honours の学位を得ることになります。実はこんど、学科によっては、三年間でこの Bachelor with Honours を与える、秀才用の特急コースも併設されることになったのですが、日本研究科は当面関係がないので、その説明は省きます。

さて、日本の大学では、一つの学科目を専攻して学士号を受けますが、ここでは例えば社会学と哲学というふうに、二つの学科目を専攻して卒業するのです。それが一つにしぼられるのは Honours のコースに進んだ

場合に限られます。

1 年生は専攻学科目をまだ決めません。例えば、経済・英文・地理と  
いうように、三つの学科目 (Subject) を軽重の差なしに選んで履習します。  
そして 2 年生に進むとき、その三つの Subjects の中から二つを選んで、  
自分の専攻にするのです。これを major と呼んでいます。それから、専  
攻でない subject も一つ選んであわせて勉強しなければなりません。こ  
れを minor と呼びますが、minor に限っては、2 年生が 1 年生の授業もと  
れるようになっていきます。

そこで話をもとせば、昨年度、日本研究学科には、二種類の学生が登  
録に来ることができたわけでした。すなわち (A) 1 年生であって、選択 3  
学科目の一つを日本学とする者、(B) 2 年生であって、日本学を minor と  
る者、です。

私が最低 5 名までの応募数を想定しておいたことは先に申した通りで  
すが、さてフタをあけてみますと、驚いたことに、A B あわせて 180 名  
余りが殺到しました。急ぎ関係者で協議して、120 名まで受け入れる  
ことにし、気の毒ながら 60 名余は切りました。

最初の内示 40 名にくらべて 180 余名というのは 5 倍に近い人数で  
あるため、これを「日本熱」の反映と解釈することでもできそうですが、  
必ずしもそうとばかりは言えません。まず、基準にした 40 名というの  
が実はあまり概念のはっきりしない数字だったからです。これを、2 年  
で minor として日本研究学科に属する者の数だとすると、昨年度はまだ  
major の学生はいないので、判断の対象になりません。またこれ  
を、1 年生からの登録数と考えると、倍率は約 2.5 倍になるのです。

それはともかく、いずれにせよ予想を上回る希望者があったことは確  
かです。その原因として考えられるのは

- (1) 日本への関心—中に、本格派も雷同派もあるでしょう。
- (2) 中国系の教育を受けてきた学生にとって有利な選択であるという  
思い込み。

(3) これまでの需要がたまっていて、はじめてのチャンスに集中した。

(4) 履習届の提出後も変更の機会があるのを見越して、とにかく申しこんでみた。

などです。

実際その後かなりの目減りがあり、最後まで残って学年末の試験を受けた者は、1年生54名、2年生27名の、計81名でありました。

ついでに男女比について申しますと、女子学生が圧倒的に多く、約1:4の割合です。

この7月の新学期から、新2年生による、はじめての日本研究学科専攻学生が存在することになりますが、私はその数を45名前後と見込んでおります。そしてもしこの想定に大差がなければ、多少の目減りを考えて、今後毎年の当学科卒業生の数は約40としてよいのではないかと思います。

次に開講科目ですが、紙面の都合もありますから、説明はぬきにして、以下タイトルだけを列挙しておきます。

#### 1 年生

- ★ Japanese I
- ★ Introduction to Japanese History

#### 2 年生

- ★ Japanese II
- ★ Contemporary Japanese Culture
- ★ Modern Economic History of Japan

#### 3 年生

- ★ Japanese III
- ★ Introduction to Japanese Literature
- ★ Political Culture

#### 4 年生

- ★ Japanese IV

- ★ Modern Japanese Literature
- ★ Japan and Southeast Asia
- ★ The Post-war Japanese Economy
- ★ Japanese Political Parties and the Contemporary Political Scene
- ★ Japanese Society

以上のうちで確定しているのは1・2年生対象のものだけで、その他の科目は今後のスタッフの起用とも関連して、いろいろの変更が加わることになりましょう。なお、授業は多少の例外を除いて英語で行なわれます。

専任の教員は、現在、私をふくめて3名おります。いささか私事にわたる点もありますが、ご参考までに横顔をご紹介します。一人は、日本語担当のリー・なぎ子さん。日本人ですが、シンガポール人と結婚して李姓になりました。日本の大学を卒業後、オーストラリア国立大学の大学院で言語学を専攻しました。もう一人は、国際関係論が専攻で現在は日本史を担当している容応萸（ヨン・インユエ）さん。香港出身。高校を出て日本に留学、日・米の大学に学び、昨春東大で博士号を取得しました。2人ともまだ若い女性です。私は、日本文学ことに上代が専攻で、当地に来るまでは、横浜にあるフェリス女学院大学の教授をつとめていました。以前アメリカの大学に奉職していた関係もあつて、こんど当学科の設立に加わることになったのです。

教員は今後各領域にわたって獲得につとめ、1985年には計約10名にしたい考えです。現在、アメリカ、オーストラリア、日本などの各地で鋭意人材をスカウト中です。

また、学科とは別組織ですが、大学中央図書館には Japanese Resources Section があつて、日本人もふくむ専門職員が蔵書の充実に専念しています。

さきにもちょっと触れましたが、日本の関係諸機関からは、有形無形の援助を数多く受けております。たとえば国際交流基金による Staff

Expansion Programもその大きいものの一つです。日本研究学科スタッフ3名分の人件費を3カ年にわたって提供する、というプロジェクトですが、これは一括して大学に与えられ、該当者は、大学の給与規程に従い大学から給料として受け取ることになります。また、去年は日本政府寄贈の、総額2千万円相当の Language Laboratory が完成しました。この Lab. は Faculty 所属ですが、日本研究学科には優先的な使用が許されています。その他、日本学術振興会による学者の交流、国際交流基金による公開講演のための学者の派遣などが実施されています。また、末筆になりましたが、先日は、シンガポール日本商工会議所からも学部に対して多額の寄付をいただきました。あつく御礼申しあげます。

正規の授業のほかにも、学生たちができるだけ多く日本人の社会や文化に触れられるよう、いまさまざまな案を練っております。研究棟の一部に Japanese Culture Room を設ける計画もその一つで、文化資料の陳列、フィルムの上映、小音楽会・講演会・茶話会などに用いたい考えです。各界の日本人をお招きして、ここで学生に話をさせていただくこともできましょう。

また、日本研究を専攻する学生にはそれぞれ、卒業までにぜひ一度日本への留学の機会を与えたいものだと思います。日本の文部省による留学奨学金制度がありますが、人員が限られているので、他の方法もあわせ求める必要があります。2～3カ月の短期留学として諸教育機関に協力を願うのが最も現実的な解決法かもしれません。

学科の将来を考え、学生の将来を考えますとき、当然ながら、いくつかの疑問や不安は残ります。固苦しく言えば、当学科の究極の存在価値は何であり、何に対して何を提供しようとしているのか、という問題があります。

私は時あるごとに学生にも申していることですが、諸君にとつて日本語の習得は、言うまでもなく、専門家となるために必要な大前提ではあるが、真に諸君に求められているものは、日本文化の深層に対する適応

力であり理解力であり分析力である。現代の日本社会が直面している問題を的確にとらえる「複眼」をこそ養ってもらいたい。……

こう申せばどうも理想に過ぎて面映い気持はしますけれども、大学の機能がそういう意味での客観性にあることは明白でありましょう。

それにしても、当学科の学生が卒業後、具体的にどういう道を進むか、ということが一番切実な問題です。限られた一部の者は研究者として育つでしょうが、大多数の者は3年で卒業ののち何らかの職を求めるはずで、日本企業への就職を希望する者も多いにちがいません。このことについて、私は、当地で要職にあられる何人かの日本の方々から好意ある助言をいただく機会がありましたが、日本企業が彼らを受けいれるとすれば、それは彼らが日本語を解するというそのことによるのではなく、彼らが日本的発想や日本的人間関係に理解を持ち得る、その能力に期待するためである、というふうに理解した次第でありました。

はじめに書きましたように、当学科を出る者は、同時にもう一学科を専攻しています。この点は彼らの未来に、より広い展望を与える要素だと言えましょう。その二部門の組合わせをどう活用するかというところに、彼ら自身の運命もかかわり、彼らが周囲に貢献する、その貢献の度合いもかかわってくるのではないかと思えるのです。

以上、「現状について」と題しながら、いくぶん主観的な展望をもふくめました。事情かくのごとくでありますから、今後いろいろとお世話になることが多いことと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(Kumekawa, Mitsuki    Senior Lecturer, Acting Head  
Department of Japanese Studies)

# シンガポールの観光事情

## シンガポール日本商工会議所

### はじめに

“ガーデン・シティー”、“グリーン・アンド・クリーン・カントリー”、“緑とショッピングと南十字星”など様々な表現で形容されるシンガポールは毎年多くの観光客を迎え入れ、当国としても貴重な外貨収入源となっています。これまで、順調な発展を遂げてきた観光産業も今年は厳しい情勢が予想されています折から、当地における観光に係る諸データを最近の雑誌、新聞、講演等から取りまとめてみました。来星される日本人観光客またはビジネスマンの方々から質問を受ける際何かの参考になれば幸いです。

### 観光客数の推移

当国を訪れる観光客数は、大きく3時期に分類されます。すなわち、百万人の大台を超えた1973年(113万人)までが第1期、2百万人を超えた1978年が第2期、そして283万人と人口を上回る観光客を迎えた昨年(1981年)以降が第3期と考えられます。一方、最近7カ年における主要国別(Citizenship)の観光客数の推移は、別表の通りです。

この表からお分りの通り、日本を除く主要国では最近低下傾向が窺われ、とくにマレーシアは大幅な低下を示しています。

こうしたことから、シンガポール観光局では1982年は対前年比6%増と、81年の10.7%増をかなり下回る観光客数を予想しています。また、その主因としては、世界経済の停滞と高水準にあるホテル料金を指摘しています。

**Visitors ('000) to Singapore by Citizenship 1975-81  
(by air and sea)**

|                                                                                          | 1975             | 1976              | 1977              | 1978              | 1979             | 1980              | 1981              | Average<br>compound<br>rate of<br>growth<br>1975-81 % |
|------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|-------------------|-------------------|-------------------------------------------------------|
| Total<br>% change                                                                        | 1,169.3<br>(7.5) | 1,320.6<br>(12.9) | 1,506.7<br>(14.1) | 1,831.7<br>(21.6) | 2,003.0<br>(9.4) | 2,287.0<br>(14.2) | 2,535.4<br>(10.9) | 14.2                                                  |
| Malaysia*<br>% change                                                                    | 246.0<br>(6.0)   | 268.6<br>(9.2)    | 286.3<br>(6.6)    | 285.7<br>(-0.2)   | 350.1<br>(22.5)  | 384.1<br>(9.7)    | 380.7<br>(-0.9)   | 8.3                                                   |
| Indonesia<br>% change                                                                    | 175.5<br>(20.0)  | 210.1<br>(19.7)   | 260.2<br>(23.8)   | 293.7<br>(12.9)   | 246.7<br>(-16.0) | 300.5<br>(21.8)   | 365.7<br>(21.7)   | 10.8                                                  |
| Japan<br>% change                                                                        | 119.9<br>(8.9)   | 141.5<br>(18.0)   | 190.6<br>(34.7)   | 202.7<br>(6.3)    | 244.3<br>(20.5)  | 279.8<br>(14.5)   | 344.7<br>(23.2)   | 18.6                                                  |
| Australia<br>% change                                                                    | 166.2<br>(10.1)  | 190.1<br>(14.4)   | 190.8<br>(0.4)    | 187.6<br>(-1.7)   | 171.6<br>(-8.5)  | 197.2<br>(14.9)   | 212.4<br>(7.7)    | 7.6                                                   |
| USA<br>% change                                                                          | 130.5<br>(3.6)   | 147.3<br>(12.9)   | 143.3<br>(-2.8)   | 144.4<br>(0.8)    | 135.5<br>(-6.2)  | 153.7<br>(13.4)   | 162.4<br>(5.7)    | 2.5                                                   |
| * Including Malaysian visitors embarking by sea and air direct from Peninsular Malaysia. |                  |                   |                   |                   |                  |                   |                   |                                                       |
| Source: Computed from Annual Statistical Reports on Visitors Arrivals, STPB.             |                  |                   |                   |                   |                  |                   |                   |                                                       |

なお、1981年における主要国別訪問客数は以下の通りです。

**Visitors ('000) to Singapore by Country of Residence**

|                   |             |                  |            |
|-------------------|-------------|------------------|------------|
| 1. Malaysia       | 478 千人(16%) | 6. USA           | 144 千人(5%) |
| 2. Indonesia      | 439 千人(13%) | 7. India         | 117 千人(4%) |
| 3. Japan          | 355 千人(13%) | 8. Thailand      | 109 千人(4%) |
| 4. Australia      | 259 千人( 5%) | 9. Hong Kong     | 86 千人(3%)  |
| 5. United Kingdom | 145 千人( 5%) | 10. West Germany | 80 千人(3%)  |
| 合計 2,829 千人(100%) |             |                  |            |

### ホテルの推移

さて、上記の様に著増した観光客の大部分を受け入れているのが、ホテルであります。このホテル客室数も年々増加し、1980年代前半は“ホテル・ラッシュ”ともいわれる程ホテル建設が盛んであります。因

みに、まず、ホテル客数の推移をみますと、1969年当時が3,700室であったのが1972年には8,400室と倍増し、1981年には14,000室となり、現在判明しているProjectをベースに試算いたしますと、1986年には24,400室と予測されます。一方、ホテル数は、1981年現在69軒ありますが、1984年をピークとして1986年には89軒へとこの5年間に20軒新にオープンされることが計画されています。

### ホテルの客室数とホテル数

|       | ホテル客室数  | ホテル数         |
|-------|---------|--------------|
| 1969年 | 3,700室  | (Projectベース) |
| 1972年 | 8,400室  |              |
| 1981年 | 14,000室 | 69軒          |
| 1982年 | 15,400室 | 73軒          |
| 1983年 | 16,300室 | 76軒          |
| 1984年 | 22,100室 | 87軒          |
| 1985年 | 23,200室 | 88軒          |
| 1986年 | 24,400室 | 89軒          |

なお、1985年には400万人の観光客を期待していますが、その際にはホテル客室利用率が80%としてもなお3,800室が不足すると予測されています。また、この前提にたちますとホテル従業員は12,000人の人手不足が見込まれますので、ホテル産業における生産性の向上、効率化が重要となっているところです。

### 観光客の支出

それでは、シンガポールを訪れる観光客は当地で何に、どれ位支出するのでしょうか。まず、国としての観光収入面では1974年に20億ドルを超え、1980年が28億ドル、1981年が32億ドルとなっています。この内訳けを支出項目別にみますと(STB 1980年調査)、下記の通り、Shoppingが6割と大半を占め、Food & Beverage及びAccommodationsが7%前後と続いています。

## 項目別観光客の支出内訳

|                    |       |                    |      |
|--------------------|-------|--------------------|------|
| 1. Shopping        | 59.6% | 4. Local transport | 3.6% |
| 2. Food & Beverage | 7.6%  | 5. Entertainment   | 2.1% |
| 3. Accomodations   | 6.6%  | 6. Sightseeing     | 0.3% |

(注)1980年STB調査。観光客10,000人に対するインビュー調査結果。

また、同調査結果において日本人の支出パターンは、1. Shopping 2. Accomodations 3. Food & Beverage 4. Entertainment 5. Miscellaneous 6. Local transport 7. Sightseeingの順となっています。これは、主として団体行動をとることや、土産物をたくさん買うことなどを反映しているものと思われます。

つぎに、1人当たり平均支出額の推移をみますと、1977年が531Sドル、1978年504Sドルと低下しましたが、1979年611Sドル、1980年703Sドルと対前年比15%の伸びを示しました。この1980年の調査結果をもとに、主要国別に順位をみますと、

|     |                |              |
|-----|----------------|--------------|
| 1位  | Switzerland    | 862 Sドル / 1人 |
| 2位  | United States  | 804 Sドル / 1人 |
| 3位  | Taiwan         | 792 Sドル / 1人 |
| 4位  | Japan          | 765 Sドル / 1人 |
| 5位  | United Kingdom | 751 Sドル / 1人 |
| 6位  | West Germany   | 747 Sドル / 1人 |
| 7位  | Australia      | 711 Sドル / 1人 |
| 8位  | Indones        | 681 Sドル / 1人 |
| 9位  | France         | 669 Sドル / 1人 |
| 10位 | Thailand       | 630 Sドル / 1人 |

であり、日本は4位にランクされています。

なお、1人当たりシンガポールでの平均滞在日数は3.3日です。

# 1982年度 NWC 勧告（本文）—仮訳—

シンガポール日本商工会議所

シンガポール共和国

総 理 大 臣

李 光 耀 殿

拝 啓

## 1982年度NWC勧告の件

### 1. 生産性を基準とする賃金の増額

(PRODUCTIVITY-BASED WAGE INCREASE)

- 1-1 3年間にわたる賃金是正政策は、当初の計画通り、昨年終了した。  
NWCは、種々の要因を検討したところ、同政策が当国の経済再編成を促す効果をもたらしており、3年間という期間をこれ以上延長する必要はないという結果に満足している。  
そこで、1982年に関して、NWCは生産性の上昇に見合った賃金の増額を勧告する。
- 1-2 シンガポールの産業及びサービスの国際競争力は維持されなければならない。しかし、大部分の主要通貨が相対的に弱くなっていることは当国の輸出を困難にしている。加えて、シンガポールの賃金コスト (WAGE COSTS) は、今や、香港、台湾及び韓国と匹敵するにいたっている。
- 1-3 国際競争力を維持するため、経済の再編成は今後とも持続されなければならない。技術の訓練及び技能の向上は、引続き最優先課題である。また、最大の効率化と高生産性も、同じく、当国の主目標とされなければならない。

## 2 経済の実績と見通し (ECONOMIC PERFORMANCE AND OUTLOOK)

2-1 1981年における世界的な景気停滞にもかかわらず、シンガポール経済は目ざましい成長を遂げた。すなわち、実質国内総生産 (GDP) は、1980年の10.2%と比較すると若干低下したものの、1981年には対前年比9.9%増を記録した。実質生産性は、1980年の5.0%から1981年には5.4%へと上昇した。

この満足すべき成果は、一連の改善と開発とが相まって達成されたものであり、具体的には下記の諸点が指摘される。

- (a) より高付加価値の投資と生産
- (b) 生産工程の改組と向上
- (c) 労働力利用の一層の効率化
- (d) 自動化、機械化の推進
- (e) 一層普及した技術の訓練と向上
- (f) 転職の減少

また、良好な労使関係の継続が、こうした改善と開発に大きく貢献した。

2-2 消費者物価指数ベースでのインフレは、昨年期待された水準より高かった。すなわち、1981年の消費者物価指数は8.2%上昇し、1980年の8.5%増より若干の低下にとどまった。

2-3 しかしながら、先進工業諸国における不況の深化を考慮すると、1982年の経済実績は今年よりも好転する見込みは少いものと予測される。シンガポールの今年第1四半期における実質国内総生産成長率は7.3%へと低下している。同期における生産性の伸び率は1.0%へと落ち込んだ。しかしながら、物価は落ち着きを示した。

## 3. 実施状況 (EXTENT OF IMPLEMENTATION)

3-1 1981年のNWC勧告のうち、第1段階 (FIRST TIER) の賃金増額は、広範囲にわたって実施された。労働省の調査 (1981年

10月)によると民間部門における労働協約対象者のうち96%までが、程度の差はあるものの、第1段階の賃金増額を得ている。

- 3-2 第2段階 (SECOND TIER) の実施状況を NTUC 及び雇用者団体の調査結果でみると、民間部門における主要大手企業ではその従業員に対して第2段階の賃金増額ないし他の形態での奨励給 (INCENTIVE PAYMENTS) をかなり広範囲に実施している。

- 3-3 公共部門では、1981年度 NWG 勧告を全面的に実施した。

#### **4. 範囲のある賃金勧告 (WAGE RANGE GUIDELINE)**

- 4-1 賃金増額に幅をもたせた勧告は、昨年導入されたが、今年も再度勧告する。NWG は、賃金交渉において一層弾力性をもたすため、将来の賃金勧告においても幅のある法式が維持されるよう期待する。
- 4-2 幅のある賃金勧告は、賃金増額をめぐる団体交渉が責任をわきまえ、かつ現実的なものでなければならないという労使双方の認識が求められているということを NWG は再度強調する。賃金増額は、シンガポールの輸出市場における国際競争力の優位性を強化するため、生産性の上昇と関連され続ける必要がある。
- 4-3 NWG は、団体交渉過程において、労働組合は、すでに適切な賃金を支払い、生産性の向上や技術の開発に貢献している雇用者に対して賃金勧告の最大の範囲まで賃金増額を要求することを慎むべきであることを再度強調する。低賃金を支払っている雇用者は、生産性と効率の向上に全力を傾注し、労働者の賃金及び生活水準の向上に一層努めなければならない。

#### **5. 1982年賃金増額の勧告 (WAGE INCREASE GUIDELINE FOR 1982)**

- 5-1 1982年に関して、NWG は複数段階ではなく単一段階方式のガイドラインに戻るよう勧告する。しかしながら、NWG が強調したいことは、この単一段階方式を実施する際、より良好な勤務成績を収めた者に対してはより高い報酬を支払うという原則は一層

重視されなければならないということである。単一段階方式であってもこの原則を実行するのに必要な一層の弾力性が認められなければならない。

5-2 1982年度（1982年7月1日～1983年6月30日）において、NWCは18.50 Sドル+2.5%～6.5%（グループ相殺）の賃金増額を勧告する。

5-3 この賃金増額勧告の結論に達する過程で、NWCは政府がCPFの雇用者負担率を1.5%、被雇用者負担率を1%各々増加させる意向があることを考慮した。これにより、CPF負担率は雇用者22%、被雇用者が23%となる。

5-4 NWCは、雇用者のCPF負担増加は被雇用者の所得増加の一部とみなされるべきであることを強調する。すなわち、雇用者の負担増加は、被雇用者の負担増加と相まって、被雇用者の貯蓄の一部となり、住宅の購入に充たないし退職時には引出すことができるからである。

5-5 NWCは、すべての賃金増額は単に個人の成績を基準とするだけでなく、グループの成果に対する貢献度にもとづいて報酬を得かつ査定されるべきと考える。このことは、第2段階（TWO TIER）の評価方式をとらない今年度においては、とくに重要である。加えて、不満足な勤務成績を理由として、通常の年次昇給が与えられなかった場合には、NWCの賃金調整も与えられるべきではない。

5-6 NWCは、人事考課制度が整備されている場合、賃金の増額は個人ないしグループの成果にもとづいてそれぞれ異なる被雇用者ないし被雇用者グループに対して異なった賃金を支うという方針にもとづいて配分することを勧告する。

## **6. 従来の第2段階にもとづく賃金増額の取扱い方における弾力的運用 (GREATER FLEXIBILITY ADMINISTERING PREVIOUS SECOND TIER AWARDS)**

- 6-1 第2段階（SECOND TIER）の勧告は、人事考課制度の導入と改善を促進してきた。同時に、報酬は成果と結び付いているものであるということを労使双方が以前よりも明確に意識するようになった。
- 6-2 しかしながら、従来の第2段階（SECOND TIER）の勧告は、その実施面において困難は否めなかった。評価制度をすでに採用している企業にとって、第2段階の勧告は不必要かつやっかいなものであった。また、とくに大企業においては、従業員を評価する画一的な基準を作成することは不可能であった。一方、第2段階の賃金増額を得られなかった被雇用者及び与えられても平均よりも少なかった被雇用者は、気まづい思いをさけられなかった。これは、彼らの勤労意欲を消沈させチームワークを悪くした。
- 6-3 N W C が、1982年度に第2段階の賃金増額を勧告しない理由は以下の通りである。
- (a) 過去2年間にわたり同目的のために使用された総額が十分であること。
  - (b) 被雇用者の報酬を決定する際には、最大の生産性と効率を達成するためにそれぞれの環境に応じて最もふさわしい方法で、より弾力的な運用が雇用者に与えられるべきであるということ。
- 6-4 N W C は、従来の第2段階による賃金増額は次のように取り扱われるよう勧告する。
- (a) 第2段階の賃金増額を被雇用者に対して一括して（LUMP SUM）支払った企業等の場合、昨年と同じく同等額をそれに相応しい被雇用者に対して留保し配分する。あるいは第2段階の賃金支払額を適切な考課制度と結びつけて本給の中に組み入れても良い。
  - (b) 第2段階の賃金増額をすでに本給の中に組み入れている場合、そうした企業等において被雇用者が最善を尽すように動機づけ

るべく、一層人事考課制度を充実させるよう N W C は強く奨励したい。

N W C は、(a)、(b)いずれの場合でも適切な人事考課及び奨励給制度を一層発展させる重要性を再度強調する。加えて、評価における欠点を最少限におさえるため、部下の業績を伴断する立場にある従業員に対して適切な訓練が与えられることも極めて重要である。

## 7. グループ相殺 (GROUP OFFSETTING)

7-1 グループ単位による相殺の原則は、1976年に導入されたものであるが、今年度においてもこれを勧告する。グループ単位の相殺の計算式は別表の通りである。相殺額は、年次昇給、特別昇給、労働協約による調整額、月割りにしたボーナス及びAWS並びにその他の報酬を含む年間賃金総額の増加分であり、昇進による昇給、試用期間終了後の賃金調整、雇用者のC P F負担分、時間外手当及び付加付給 (FRINSE BENEFITS) は含まない。

7-2 グループ相殺の公式にもとづいて計算された賃金増額率は、次の通り賃金増額勧告に適用される。

### (a) 賃金増額が18.50ドル+4.5%で合意した場合

(i) 公式にもとづいて計算された賃金増額率が4.5%以下の場合、例えば4%の場合、労働協約の対象となる従業員はN W C賃金調整額として18.50ドル+(4.5%-4%)、すなわち18.30ドル+0.5% (当該人の月次給与の) が支払われる。

(ii) 同上賃金増額率が丁度4.5%の場合、労働協約の対象となる従業員はN W C賃金調整額として18.50ドル+(4.5%-4.5%)、すなわち18.50ドルが支払われる。

(iii) 同上賃金増額率が4.5%以上の場合、例えば5%の場合、労働協約の対象となる従業員は、N W C賃金調整額として18.50ドル+(4.5%-5%)、すなわち18.50ドル-0.5

%（当該人の月次給与の）が支払われる。なお、上記計算式にもとづく答えが個人によってマイナスとなったとしても、ゼロとするにとどめられる。

(iv) 上記の計算式例は付表 II(a)に例示されている。

(b) 賃金増額率が 18.50 ドル + 2.5 % で合意した場合

この場合の計算式例は付表 II(b)に示されている。

(c) 賃金増額率が 18.50 ドル + 6.5 % で合意した場合

この場合の計算式例は付表 II(c)に示されている。

## 8. 転 職 (JOB-HOPPING)

8-1 当国経済の再編成過程で、無責任かつ軽率な転職はとくに若年労働者間では減少している。しかしながら、引続き転職を減少させるため、N W C は N W C 勧告による賃金調整が勤続 12 カ月未満の従業員に対しては与えられてはならないことを再び勧告する。ただし、人員整理となった者、住居が変わった者、勤務先の会社に移転した者、新しく労働市場に参入した者及び労使双方で合意をした場合等は除くものとする。

## 9. 職務の拡大 (JOB-ENLARGEMENT)

9-1 機械化や組織の再編成が進展するに伴い、職務の範囲や責任も拡大する。これまでと同様に、N W C は職務の拡大が関係者間で奨励され、受け入れられると共に、経済再編成に必要な一過程であると考えられるよう勧告する。

## 10. 付加給与 (FRINGE BENEFITS)

10-1 N W C は、付加給与 (FRINGE BENEFITS) が雇用者にとってはコストであると認識している。生産性及び会社への帰属心を促進させる付加給付は、シンガポール全体としての国際競争力上のコスト優位を失わないよう配慮しながら、給付あるいは強化すべきであろう。

10-2 新規投資者による新設会社が労働協約を締結する場合、N W C は

付加給付の設定に際しては、従来通り節度ある取り決めが行われるよう勧告する。かかる新規投資者は雇用法（EMPOLYMENT ACT）の関連条文に準拠し、これらの条文以上のものを強要されることを助言する。

## **11. スケールの最高限 (MAXIMUN OF SCALE)**

- 11-1 N W C は、今年度において給与スケールの最高限に達した被雇用者は、前記（５－２）の下での賃金調整を受ける資格があることを勧告する。

## **12. 適用の範囲 (SOOPE OF APPLICATION)**

- 12-1 従来同様、本勧告は、船員、時給者、週給者、出来高払い制や試用期間中の従業員等のすべての職業を対象として適用される。ただし、全日制（FULLTIME）で公認された職業訓練計画にもとづく実習生は、N W C の調整に関して雇用者の伴断に委ねる。

- 12-2 同様に、従来通り、本勧告は民間部門において経営者と個別労働契約を締結している管理職や上級職には適用されないが、こうした従業員でも労働組合組織を有し、労働協約の適用をうける場合は除かれる。

また、公共部門の労働協約の非対象者には適用する必要はない。しかしながら、雇用者はこうした N W C 勧告の非対象者が過分の報酬をうけとるようなことがあれば、職場の士気の高揚に助けとならぬことを銘記しなければならない。

## **13. 指針からの乗離 (DEPARTURES FROM GUIDE LINES)**

- 13-1 従来の N W C 賃金勧告同様、1982 年度勧告も賃金交渉のたたき台として役立てることを意図したものである。したがって、経営者と従業員、またはその労働組合は相互に合意する限り、この勧告を上回っても、または下回っても差し支えない。

この勧告は本来一般的なものであるから、その実施に当っては柔軟性、良識、善意をもって従来通り行わなければならない。

#### 14. 調停と解決 (CONCILLATION AND SETTLEMENT)

- 14-1 実施に当り合意がえられない場合には、労働省の調停に付託し、なお解決できなければ迅速な解決のため労働裁判所に付託されるべきである。

#### 15. 謝 辞 (ACKNOWLEDGEMENTS)

- 15-1 N W C は、本年度の N W C 勧告について意見を寄せられた経営者団体、政府関係機関及び一般の方々に対して感謝したい。また、事務局各位の有能なる支援に対し心からの謝意を明記したい。
- 16 われわれは、政府がこの勧告を受け入れられることを期待する。

敬 具

LIM CHONG YAH (林 崇椰)

NWC 議長

シンガポール大学経済部教授

(備考)

本勧告の審議に際しては、下記3名の方がシンガポール日本商工会議所の代表として参加されました。

(MEMBER) 水戸 清 氏 (HITACHI ZOSEN ROBIN DOCKYARD PTE. LTD.)

(ALTERNATE MEMBER) 大塚 泰 氏 (CHIYODA SINGAPORE PTE. LTD.)

(ALTERNATE MEMBER) 後藤 敏邦氏 (TOMY (S) PTE. LTD.)

IMPLEMENTATION OF 1982 NWC RECOMMENDATIONS

Formula For Computing Percentage For Group Offsetting

1. The percentage wage increase for group offsetting is defined as

$$\frac{A}{B} \times 100\%$$

Where A - The difference between the wage bills for June 1982 and for July 1981 in respect of all bargainable employees who were continuously on the company's payroll between 1 July 1981 and 30 June 1982

and B - The wage bill for July 1981 in respect of the above bargainable employees.

2. The monthly wage bill consists of annual increments, merit increments, collective agreement wage adjustments, one-twelfth of the uses and annual wage supplements, and other forms of remuneration, but excludes promotion increments, confirmation increments, CPF contributions by employers, overtime payments and fringe benefits. It is only applicable to bargainable employees continuously in employment between 1 July 1981 and 30 June 1982.
3. For companies which have employees whose dates of annual increments, merit increments or collective agreement wage adjustments fall on 1 July, the formula should be slightly modified as follows:
  - (i) Add to the numerator (A) the amount of annual increments, merit increments or collective agreement wage adjustments due or paid in July 1981 to all those employees whose dates for such payments fall on 1 July.
  - (ii) Subtract from the denominator (B) the amount of annual increments, merit increments or collective agreement wage adjustments due or paid in July 1981 to all those employees whose dates for such payments fall on 1 July.

Example:

ABC COMPANY

Payment made in respect of all  
bargainable employees continuously  
on the company's payroll between  
1.7.81 and 30.6.82

|                                                                                                                                                         | July 1981<br>(\$)           | June 1982<br>(\$)            |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|------------------------------|
| 1. Wages(including 1972-1981 NWC increases, annual increments, merit increments, collective agreement wage adjustments and other forms of remuneration) | 37,500                      | 38,330                       |
| 2. Annual increments, merit increments and collective agreement wage adjustments due or paid wef 1 July 1981                                            | 750                         | 750                          |
| 3. 1/12 of bonuses or annual wage supplements paid in NWC years 1980 and 1981                                                                           | 3,300<br>(1/12 of 399,600*) | 3,320<br>(1/12 Of \$39,840*) |
| 4. Monthly wage bill<br>[(1) + (3)]                                                                                                                     | 40,800                      | 41,650                       |

\* This amount excludes the bonus or annual wage supplements of those employees who had not received the full amount of bonus or annual wage supplements in the NWC years 1980 and 1981

The percentage wage increase for group offsetting for ABC Company

$$= \frac{(\$41,650 - \$40,800) + \$750}{\$40,800 - \$750} \times 100\%$$

$$= 4.0\%$$

Calculation of NWC Wage Adjustment  
Where the Agreed Quantum is \$18.50 + 4.5%

(Dollars)

| Monthly Wage | NWC1982 of \$18.50+4.5% | Assuming Group Offset of 4.0% |                                                                    | Assuming Group Offset of 4.5% |                                                              | Assuming Group Offset of 5.0% |                                                                     |
|--------------|-------------------------|-------------------------------|--------------------------------------------------------------------|-------------------------------|--------------------------------------------------------------|-------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
|              |                         | Amount Offset                 | NWC 1982 Adjustment<br>$\$18.50+(4.5\%-4.0\%)$<br>$=\$18.50+0.5\%$ | Amount Offset                 | NWC 1982 Adjustment<br>$\$18.50+(4.5\%-4.5\%)$<br>$=\$18.50$ | Amount Offset                 | NWC 1982 Adjustment<br>$\$18.50+(4.5\%-5.0\%)$<br>$= \$18.50-0.5\%$ |
| 100          | 23.00                   | 4.00                          | 19.00                                                              | 4.50                          | 18.50                                                        | 5.00                          | 18.00                                                               |
| 200          | 27.50                   | 8.00                          | 19.00                                                              | 9.00                          | 18.50                                                        | 10.00                         | 17.50                                                               |
| 300          | 32.00                   | 12.00                         | 20.00                                                              | 13.50                         | 18.50                                                        | 15.00                         | 17.00                                                               |
| 400          | 36.50                   | 16.00                         | 20.50                                                              | 18.00                         | 18.50                                                        | 20.00                         | 16.50                                                               |
| 500          | 41.00                   | 20.00                         | 21.00                                                              | 22.50                         | 18.50                                                        | 25.00                         | 16.00                                                               |
| 600          | 45.50                   | 24.50                         | 21.50                                                              | 27.00                         | 18.50                                                        | 30.00                         | 15.50                                                               |
| 700          | 50.00                   | 28.00                         | 22.00                                                              | 31.50                         | 18.50                                                        | 35.00                         | 15.00                                                               |
| 800          | 54.50                   | 32.00                         | 22.50                                                              | 36.00                         | 18.50                                                        | 40.00                         | 14.50                                                               |
| 900          | 59.00                   | 36.00                         | 23.00                                                              | 40.50                         | 18.50                                                        | 45.00                         | 14.00                                                               |
| 1000         | 63.50                   | 40.00                         | 23.50                                                              | 45.00                         | 18.50                                                        | 50.00                         | 13.50                                                               |

Calculation of NWC Wage Adjustment  
Where the Agreed Quantum is \$18.50 + 2.5%

(Dollars)

| Monthly Wage | NWC 1982 of \$18.50 + 2.5% | Assuming Group Offset of 2.0% |                                                                           | Assuming Group Offset of 2.5% |                                                                   | Assuming Group Offset of 3.0% |                                                                           |
|--------------|----------------------------|-------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------|-------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
|              |                            | Amount Offset                 | NWC 1982 Adjustment<br>$\$18.50 + (2.5\% - 2.0\%)$<br>$= \$18.50 + 0.5\%$ | Amount Offset                 | NWC 1982 Adjustment<br>$\$18.50 + (2.5\% - 2.5\%)$<br>$= \$18.50$ | Amount Offset                 | NWC 1982 Adjustment<br>$\$18.50 + (2.5\% - 3.0\%)$<br>$= \$18.50 - 0.5\%$ |
| 100          | 21.00                      | 2.00                          | 19.00                                                                     | 2.50                          | 18.50                                                             | 3.00                          | 18.00                                                                     |
| 200          | 23.50                      | 4.00                          | 19.50                                                                     | 5.00                          | 18.50                                                             | 6.00                          | 17.50                                                                     |
| 300          | 26.00                      | 6.00                          | 20.00                                                                     | 7.50                          | 18.50                                                             | 9.00                          | 17.00                                                                     |
| 400          | 28.50                      | 8.00                          | 20.50                                                                     | 10.00                         | 18.50                                                             | 12.00                         | 16.50                                                                     |
| 500          | 31.00                      | 10.00                         | 21.00                                                                     | 12.50                         | 18.50                                                             | 15.00                         | 16.00                                                                     |
| 600          | 33.50                      | 12.00                         | 21.50                                                                     | 15.00                         | 18.50                                                             | 18.00                         | 15.50                                                                     |
| 700          | 36.00                      | 14.00                         | 22.00                                                                     | 17.50                         | 18.50                                                             | 21.00                         | 15.00                                                                     |
| 800          | 38.50                      | 16.00                         | 22.50                                                                     | 20.00                         | 18.50                                                             | 24.00                         | 14.50                                                                     |
| 900          | 38.50                      | 16.00                         | 22.50                                                                     | 20.00                         | 18.50                                                             | 24.00                         | 14.00                                                                     |
| 1000         | 43.50                      | 20.00                         | 23.50                                                                     | 25.00                         | 18.50                                                             | 30.00                         | 13.50                                                                     |

Calculation of NWC Wage Adjustment  
Where the Agreed Quantum is \$18.50 + 6.5%

(Dollars)

| Monthly Wage | NWC 1982 of \$18.50 + 6.5% | Assuming Group Offset of 4.0% |                                                                           | Assuming Group Offset of 6.5% |                                                                   | Assuming Group Offset of 8.0% |                                                                           |
|--------------|----------------------------|-------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------|-------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
|              |                            | Amount Offset                 | NWC 1982 Adjustment<br>$\$18.50 + (6.5\% - 4.0\%)$<br>$= \$18.50 + 2.5\%$ | Amount Offset                 | NWC 1982 Adjustment<br>$\$18.50 + (6.5\% - 6.5\%)$<br>$= \$18.50$ | Amount Offset                 | NWC 1982 Adjustment<br>$\$18.50 + (6.5\% - 8.0\%)$<br>$= \$18.50 - 1.5\%$ |
| 100          | 25.00                      | 4.00                          | 21.00                                                                     | 6.50                          | 18.50                                                             | 8.00                          | 17.00                                                                     |
| 200          | 31.50                      | 8.00                          | 23.50                                                                     | 13.00                         | 18.50                                                             | 16.00                         | 15.50                                                                     |
| 300          | 38.00                      | 12.00                         | 26.00                                                                     | 19.50                         | 18.50                                                             | 24.00                         | 14.00                                                                     |
| 400          | 44.50                      | 16.00                         | 28.50                                                                     | 26.00                         | 18.50                                                             | 32.00                         | 12.50                                                                     |
| 500          | 51.00                      | 20.00                         | 31.00                                                                     | 32.50                         | 18.50                                                             | 40.00                         | 11.00                                                                     |
| 600          | 57.50                      | 24.00                         | 33.50                                                                     | 39.00                         | 18.50                                                             | 48.00                         | 9.50                                                                      |
| 700          | 64.00                      | 28.00                         | 36.00                                                                     | 45.50                         | 18.50                                                             | 56.00                         | 8.00                                                                      |
| 800          | 70.50                      | 32.00                         | 38.50                                                                     | 52.00                         | 18.50                                                             | 64.00                         | 6.50                                                                      |
| 900          | 77.00                      | 36.00                         | 41.00                                                                     | 58.50                         | 18.50                                                             | 72.00                         | 5.00                                                                      |
| 1000         | 83.50                      | 40.00                         | 43.50                                                                     | 65.00                         | 18.50                                                             | 80.00                         | 3.50                                                                      |

## 会 員 紹 介

### **SUMITOMO HEAVY INDUSTRIES (SINGAPORE) PTE. LTD.**

(住友重機械工業 (シンガポール) )

- 所 在 地 : 2503, DBS Building  
6, Shenton Way, Singapore 0106.
- 電 話 番 号 : 2229077, 2644222
- 設 立 : 1981年6月(登記)、1981年7月(操業)
- 形 態 : 子会社
- 代 表 : 高橋 幸二(社長)  
Mr. Y. Takahashi (Managing Director)
- 従 業 員 : 10名、日本からの派遣社員5名
- 事 業 内 容 : 各種運搬機械、各種製鉄機械、海洋構造物、造物、変  
減速機、各種プラスチック機械、エンジン、建設機械  
等の販売代理又は販売。  
仕入先 : 全て日本の親会社  
販売先 : 東南アジア各地の政府機関及び民間会社。

#### [ 会社の特色 ]

日本の親会社の工業製品を供給することによって東南アジアの経済発展に寄与する。

### **THE POLYOLEFIN COMPANY (SINGAPORE) PTE. LTD.**

(ザ・ポリオレフィン・カンパニー・シンガポール・プライベート・リミテッド)

- 所 在 地 : 18th Floor, Peninsula Plaza  
111, North Bridge Road, Singapore 0617
- 電 話 番 号 : 3383377
- 設 立 : 1980年5月(登記)、1983年(操業)
- 形 態 : 合 併

- 代 表 : 森川 稔 (社長)  
Mr. M. Morikawa (Managing Director)
  - 従 業 員 : 95名、日本からの派遣社員37人
  - 事業内容 : 年生12万トンの高圧ポリエチレンおよび年産10万  
トンのポリプロピレンの製造および販売 (輸出を含む)
- 〔 会社の特色 〕

アジア市場におけるLDPEおよびPPの需要に対する迅速・確実かつ安定した供給、および市場動向、新しいニーズに対する的確な対応。

**MITSUBISHI WAREHOUSE & TRANSPORTATION CO LTD**  
(三菱倉庫株式会社)

- 所 在 地 : c/o Sino-Japan Shipping Pte Ltd  
Rm. 507, ICB Building  
2, Shenton Way, Singapore 0106.
- 電 話 番 号 : 2206460
- 設 立 : 1981年12月 (登記)
- 形 態 : 駐在事務所
- 代 表 : 岡山 正 (駐在員)  
Mr. T. Okayama (Representative)
- 従 業 員 : 日本からの派遣社員1名
- 事業内容 : 輸送、倉庫保管

〔 会社の特色 〕

一貫輸送体制

**FUJI PHOTO FILM CO LTD - SINGAPORE REPRESENTATIVE OFFICE**  
(富士写真フイルム (株) シンガポール駐在事務所)

- 所 在 地 : Unit 537, Plaza Singapura  
68, Orchard Road, Singapore 0923
- 電 話 番 号 : 3383498, 3360350

- 設 立 : 1970 年
- 形 態 : 駐在事務所
- 代 表 : 七条 光弘 (所長)  
Mr. M. Shichijo (Manager)
- 従 業 員 : 8 名、日本からの派遣社員 6 名

#### **IINO KAIUN KAISHA, LTD**

(飯野海運株式会社)

- 所 在 地 : c/o Oriental Lloyed Sdn. Bhd.  
26th Floor CPF Building  
79, Robinson Road, Singapore 0106
- 電 話 番 号 : 2222718, 2204222
- 設 立 : 1981 年 3 月 (操業)
- 形 態 : 駐在事務所
- 代 表 : 渡辺 千里 (駐在員)  
Mr. C. Watanabe (Representative)
- 従 業 員 : 日本からの派遣社員 1 名
- 事 業 内 容 : 海運業

#### **SUMIDA ELECTRIC (S) PTE LTD**

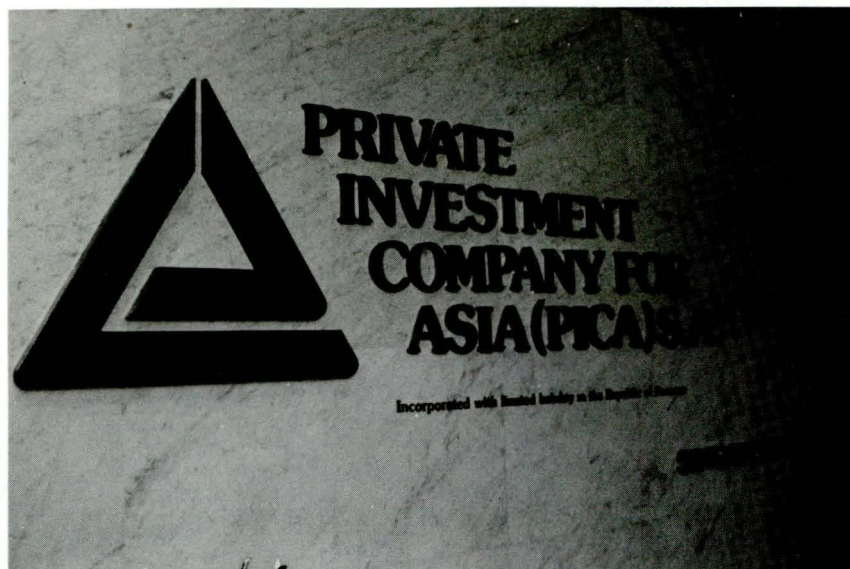
(スミダ電機(星)株式会社)

- 所 在 地 : Block 15, 1C-7C, Kallang Basin Industrial Estate  
996, Bendemeer Road, Singapore 1233
- 電 話 番 号 : 2963388
- 設 立 : 1978 年 1 月 (登記)、1978 年 4 月 (操業)
- 形 態 : 子会社
- 代 表 : 八幡 滋行 (専務取締役)  
Mr. S. Yawata (Managing Director)
- 従 業 員 : 320 名、日本からの派遣社員 5 人

- 事業内容 : Manufacture & sales of Electronic Components,  
I.F. Transformers, Oscillator Coils, TV Coils, Antenna Coils,  
Various type of Coils.

# PRIVATE INVESTMENT COMPANY FOR ASIA (PICA)

(アジア民間投資会社)



- 所在地 : 14th Floor, UIC Building, Shenton Way, Singapore 0106.
- 電話番号 : 2205588
- 設立 : 1969年2月 (登記・操業)
- 形態 : その他
- 代表 : 佐川 義人 (マネジャー)  
Mr. Y. Sagawa (Manager)
- 従業員 : 60名、日本からの派遣社員1名
- 事業内容 : アジアの発展途上国に対する投資、融資、プロジェクトの組成・開発、取引の紹介、経営コンサルティング等。

## 〔 会社の特色 〕

先進国約240社の出資により設立されたアジア発展途上国向けの  
多国籍・民間ベースの投資開発会社。

## MATSUSHITA TECHNICAL CENTRE PTE LTD (MASTEC)

(松下テクニカル・センター株式会社)

- 所在地： No. 25, Joo Koon Road, Jurong, Singapore 2262.
- 電話番号： 2686655
- 設立： 1978年12月（登記）、1979年4月（操業）
- 形態： 子会社
- 代表： 神崎 弘美 （社長）  
Mr. H. Kanzaki (Managing Director)
- 従業員： 63名、日本からの派遣社員5名
- 事業内容： \* プレス金型、成形金型の製作販売  
\* 自動機器装置の製作・販売  
\* 省力機器の導入サービス  
\* 技能工の訓練

### 〔 会社の特色 〕

- \* 東南アジア地域の各時点に最も適した生産技術の具現化
- \* 現地従業員の手による生産技術の向上と基礎産業の育成
- \* リフト（方法、技術）を具現化する為のハード（金型・装置）の供給。

## NAKANO S'PORE (PTE) LTD

(中野シンガポール（株）)

- 所在地： 07-11, Cuppage Centre, 55, Cuppage Road, Singapore 0922.
- 電話番号： 7341161 (2 Lines)
- 設立： 1975年11月（登記）
- 形態： 合 弁
- 代表： 芹沢 勝 （社長）  
Mr. M. Serizawa (Managing Director)
- 従業員： 67名、日本からの派遣社員18人

- 事業内容： 土木及び建築工事の施工及びコンサルタント業務  
不動産事業の開発及び販売

〔 会社の特色 〕

大型プロジェクトから工場・事務所・家宅の施工・補修・改修にいたるまで顧客の要求に迅速に対応し、顧客の信頼にこたえることを信条とする。



# 理 事 会 の 動 き

第154 回1982年 5 月11日（火）午後12時30分

太田監事（シンガポール・野村・マーチャント・バンク）より  
帰国あいさつがあった。

## 議 事：

### 1. 前回議事録承認

異議なく承認された

### 2. 審 議 事 項

#### (1) 1981年度事業報告（案）

事務局より、1981年度事業報告（案）についての説明が行われた後、審議の結果、一部追加・修正の上、文書審議とした。  
（この結果異議なく承認された。）

#### (2) 1981年度収支決算及び1982年度収支予算（案）

1981年度収支実績及び1982年度収支予算（案）について審議の結果、一部表示方法の改訂を含めて文書審議となった。  
（この結果、異議なく承認された。）

#### (3) 1982年度年次総会次第（案）

6月25日（金）開催の本所年次総会の次第（案）について審議の結果、異議なく承認された。

#### (4) “PRODUCTIVITY THROUGH QUALITY AND RELIABILITY MOVEMENT”

COMMITTEE への代表者派遣

SINGAPORE INSTITUTE OF STANDARDS AND INDUSTRIAL

RESEARCH が主管する標記委員会に、本所代表として岡田副会頭を派遣することになった。

### 3. 報 告 事 項

#### (1) NWC 審議経過

本所のNWC委員である水戸会頭、大塚、後藤各理事より、

最近の N W C における審議状況が報告された。

(2) COWEC SCHEME の現状

水戸会頭、後藤理事より COWEC SCHEME についての現状が報告された。

(3) MR. H. A. M. CLITEUR'S REPORT に関する DR. WONG との懇談会

筒井理事より、5 月 10 日 (月) に NPB で行われた DR. WONG との CLITEUR'S REPORT についての懇談会の内容が報告された。

(4) SICC との午さん懇談会

本所と SICC との午さん懇談会は、本年 9 月以降に延期されたことが報告された。

(5) 部会・委員会等開催報告

下記の通り部会・委員会等開催報告が行われた。

①部 会

○ 4 月 15 日 (木) 第二、第三工業部会 (懇親会)

②委員会

○ 4 月 22 日 (木) 選挙管理委員会

○ 4 月 23 日 (金) 経営研究委員会

○ 5 月 4 日 (火) 広報委員会

③意見交換会等

○ NWC 担当理事会議 4 月 20 日 (火)、23 日 (金)、  
27 日 (火)、30 日 (金)、5 月  
4 日 (火)、7 日 (金)。

○ 運営担当理事会 5 月 7 日 (金)

○ COWEC スキーム

関係者会議 4 月 28 日 (水)

○ CLITEUR'S REPORT

についての DR. WONG

との懇談会 5 月 10 日 (月)

(6) 来星ミッション

次の通り来星ミッションの報告が行われた。

○ 4 月 16 日 (金)          仙台青年会議所一行

○ 4 月 19 日 (月)          沖縄商工会議所一行

(7) その他

○ 早野理事より、THE PUBLIC UTILITIES ACT に関する改善方の提案があり、経営研究委員会において検討されることになった。

○ JETRO、日本大使館、本所の共催で「日系企業の現状に関するアンケート調査」を実施することが承認された。

4. 会 計 報 告

吉永財務委員より、1982 年 4 月分の会計報告があり、異議なく承認された。

5. 入・退会

倉重組織担当理事より次の入会申込が報告され、下記の通り決定された。

\*\* NAKANO SINGAPORE (PTE) LTD. .... "A"

一方、SINGAPORE WOOLLEN SPINNING MILLS PTE LTD. の退会が承認された。

# 部会・委員会・懇談会等開催報告

## 1. 部 会

| 月 日            | 部 会 名               | 議 題 等      |
|----------------|---------------------|------------|
| 6 月 15 日 ( 火 ) | 金融保険部会<br>( 保険分科会 ) | 日本人会館の移転問題 |

## 2. 委 員 会

| 月・日            | 部 会 名         | 議 題 等                           |
|----------------|---------------|---------------------------------|
| 5 月 13 日 ( 木 ) | 経営研究委員会       | 1. N W O 審議経過 ( 報告 )<br>2. 自由懇談 |
| 6 月 24 日 ( 木 ) | 経営研究委員会       | 1. 研究会表 ( 今中氏 )                 |
| 6 月 4 日 ( 金 )  | 広報委員会         | 1. 8 月号の編集方針<br>( 村山氏 , 垣本氏 )   |
| 5 月 18 日 ( 火 ) | 第 2 回 選挙管理委員会 |                                 |

## 3. 打合会・懇談会等

- 5 月 18 日 ( 火 ) Dr. Winsemivs との懇談会についての打合会
- 5 月 20 日 ( 木 ) Dr. Winsemivs との懇談会
- 6 月 8 日 ( 火 ) 運営担当理事会議

#### 4. 来星ミッション等

- 6月9日(火)大阪府経営合理化協会一行
- 6月17日(木)桜内外務大く一行との午さん会
- 6月22日(火)会員講演会

「日本経済の強さはどこまで続くか？」

日本長期信用銀行

取締役調査部長竹内宏氏

- 6月25日(金)本所年次総会



## 5 月－6 月の主な経済記事

- 5 月 13 日   ○ シンガポールは昨年 1 年間に 5 万 1 6 2 2 台の自動車を輸入したが、このうち完全ノックダウン (CKD) 状態での輸入が 2 万 2 9 9 0 台を占め、完成車 (2 万 8 6 3 2 台) にほぼ近い輸入台数となった。CKD 車の輸入額は 1 億 6 6 9 0 万 S ドル、完成車は 2 億 7 7 5 0 万 S ドルであった。完全ノックダウン輸入車の大部分は (2 万 2 4 8 7 台、1 億 6 1 7 0 万 S ドル) マレーシアに再輸出された。
- 1 9 日   ○ コンピュータ利用の拡大に伴って昨年シンガポールの電算機輸入は前年比 5 4. 3 % 増加した。昨年の電算機輸入額は 8 0 年の 1 億 4 1 9 0 万 S ドルを大幅に上回 3 2 億 1 6 0 0 万 S ドルとなった。また、マレーシアとその他諸国への再輸出分が 8 0 年で 1 4 9 0 万 S ドル、8 1 年は 3 2 9 0 万 S ドルとなった。
- 主な輸入先は第 1 位は米国、1 億 1 3 4 0 万 S ドル、第 2 日本 3 4 3 0 万 S ドル、第 3 はフランスの 1 8 6 0 万 S ドル、第 4 は英国の 1 0 8 0 万 S ドルであった。
- 1 9 日   ○ P S A の 8 1 年度の収益は 5 億 7 0 0 0 万 S ドルでわずかに前年比 9 % の伸びでとどまった。P S A の 8 1 年年次報告書によると、8 1 年にシンガポールの港に出入港した船舶は総数 5 万 6 6 3 4 隻で、前年比 5 % 増、貨物取扱量は 9 2 5 0 万 t (各精油所で処理された 5 6 8 0 万 t の鉱物油も含む) で前年比 7 % 増加した。
- 2 0 日   ○ シンガポール政府の対外債務は 7 8 年の累積 1 0 億 9 6 0 0 万 S ドルに減少、政府の借入れに占める対外借款の比率は 5 年前の 1 0. 9 % に対して昨年は 5. 2 % にまで縮小した。

昨年 の 対 外 債 務 8 億 9 6 0 0 万 S ド ル に 対 し て 公 的 外 貨 準 備  
が 1 5 4 億 9 0 0 0 万 S ド ル、 輸 出 収 入 が 4 4 2 億 9 0 0 0 万  
S ド ル に 上 っ て お り、 シ ン ガ ポ ー ル の D E B T R A T I O は 2 %  
と ほ と ん ど 無 借 金 国 と 言 え る 健 全 な F I N A N C I L P O S I T I O N  
に あ る。 シ ン ガ ポ ー ル 昨 年 時 点 の 政 府 債 務 ( 累 積 額 ) 1 7 1  
億 S ド ル、 国 内 で の 借 入 れ が 大 半 の 1 6 1 億 S ド ル を 占 め  
て い る。

25 日   ○ ジ ュ ロ ン に あ る 台 湾 の 家 電 メ ー カ ー は こ れ ま で 5 年 間 シ ン  
ガ ポ ー ル で 白 黒 T V の 組 立 て 生 産 を 行 っ て き た が 近 く、 同  
生 産 ラ イ ン を ア フ リ カ に 移 転 す る こ と を 決 定 し た。 そ の 理  
由 に つ い て は、 T V 組 立 て 生 産 は 労 働 集 約 型 産 業 で あ り、  
ア フ リ カ の 開 発 途 上 国 の 賃 金 水 準 に 比 べ シ ン ガ ポ ー ル の 労  
働 コ ス ト は 著 し く 高 い、 ま た、 同 社 製 品 の 大 半 が ナ イ ジ ャ  
リ ア、 ス リ ラ ン カ、 中 東、 欧 州 市 場 向 け に 輸 出 さ れ て い る  
こ と か ら、 主 要 市 場 に 隣 接 し た 地 域 で 生 産 を 行 う こ と に よ  
り 世 界 的 な 保 護 主 義 化 の 影 響 を 避 け る こ と を 意 図 し た も の  
で あ る。

6 月   1 日   ○ 総 工 費 5 0 億 S ド ル に 上 る M R T ・ シ ス テ ム の 建 設 を 正 式  
に 決 定 し た。 準 備 作 業 を 終 え た 後、 8 4 年 ~ 8 5 年 度 か ら  
実 際 の 建 設 に 開 始 す る。 チ ャ ン ギ 空 港 建 設 の 3 倍 に 要 す る  
莫 大 な 建 設 資 金 の 調 達 が 政 府 は 中 央 ビ ジ ネ ス 街 の 前 方 浅 瀬  
の 埋 立 地 M A R I N A S O U T H 2 5 5 ヘ ク タ ー ル の 一 部 を 民 間  
に 売 る こ と に よ っ て 所 要 資 金 を 獲 得 す る こ と が で き る。 同  
埋 立 地 が 現 在 の 地 価 相 場 ( 平 方 メ ー ト ル 当 り 3 万 3 0 0 0 ~  
4 万 6 0 0 0 S ド ル ) で も 同 埋 立 地 全 部 売 れ ば 5 0 億 S ド ル  
の 同 プ ロ ジ ェ ク ト を 4 ~ 5 件 実 施 で き る だ け の 額 に な る 計  
算 で あ っ た。

- 7 日   ○ 今年度の N W C ガイト・ラインは 4 日夜を発表しました。  
今年、政府に提出される勧告案の骨子は①賃上げ幅は一律 18.5 S ドル + 2.5 % ~ 6.5 % の幅をもたせる。②被雇用者の C P F 支出は 1 % 上昇、給与の 23 % とする。③雇用主の C P F 負担は 1.5 % 上昇、給与支払額の 22 % とする。④ SECOND-TIER は勧告からはずし、各雇用者の自由裁量に任す。
- 8 日   ○ 昨年、当地リース業界の営業総額は 5 億 5000 万 ~ 6 億 S ドルに達したと見られ、政府の工業機械化奨励措置や建設業の旺盛な需要に支えられてシンガポールのリース市場は依然として大きな発展の可能性を保持している。



## 廣 報 欄

### **\*\* NEW MEMBERSHIP (15th June, 1982)**

- \* OSAKA MERCHANDISE CENTRE INC.  
Mr. K. Sakai (Director)  
Suite 830 8th Floor  
World Trade Centre  
1 Maritime Square  
Singapore 0409  
Tel: 2734856
- \* O.C.P.S. PTE LTD  
Mr. I. Mizuta (General Manager)  
07-01/07-03, Block 1  
Bedok Industrial Estate  
514 Chai Chee Street  
Singapore 1646  
Tel: 4454168

### **\*\* CHANGE OF ADDRESS**

- \* JVC ELECTRONICS SINGAPORE PTE LTD  
79 Ayer Rajan Industrial Estate  
Singapore 0513
- \* NEOS CHEMICAL (S) PTE LTD  
35 Gul Drive  
Jurong  
Singapore 2262
- \* SINGAPORE RYOSAN (PTE) LTD  
02-02, 1st Floor  
Alpha Building  
45 Kallang Pudding Road  
Singapore 1334
- \* NIPPON SUISAN (SINGAPORE) PTE LTD  
Room 1203-1204, 12th Floor  
Tunas Building  
Anson Road  
Singapore 0207
- \* TOKO KAIUN KAISHA LTD  
5th Floor, Union Building  
Room 179-E  
179, Tras Street  
Singapore 0207
- \* POLLUTION CONTROL SERVICES (FAR EAST) PTE LTD  
No. 1, Gul Street  
Jurong Town  
Singapore 2262
- \* TOKICO SINGAPORE PTE LTD  
Unit 06-21, Cuppage Centre  
55, Cuppage Road  
Singapore 0922

**\*\* - CHANGE OF ADDRESS**

- \* SHIRAKI INTERNATIONAL CONSULTANTS PTE LTD  
Unit 402/403, 4th Floor  
ICB Enterprise House  
Middle Road  
Singapore 0718
- \* ROHM ELECTRONICS CO (S) PTE LTD  
Unit A, 3rd Floor  
Cheng Chwee Huat Industrial Estate  
No. 12, Arumugam Road  
off Paya Lebar Road  
Singapore 1440

**\*\* CHANGE OF TELEPHONE NO.**

- \* NEOS CHEMICAL (S) PTE LTD  
TEL: 2641277 & 2657758
- \* SINGAPORE RYOSAN (PTE) LTD  
TEL: 7478668 (3 lines)

**\*\* CHANGE OF NAME OF REPRESENTATIVE**

- \* THE TOKAI BANK, LTD  
From Mr. K. Ohmori to Mr. Y. Tanaka
- \* DENTSU INCORPORATED  
From Mr. T. Toda to Mr. T. Inamori
- \* SINGAPORE NOMURA MERCHANT BANKING LTD  
From Mr. Y. Ota to Mr. S. Fukuda
- \* DAIDO KOGYO CO LTD--SINGAPORE BRANCH  
From Mr. K. Fukami to Mr. T. Mizutani
- \* HITACHI CHEMICAL (S) PTE LTD  
From Mr. F. Harada to Mr. K. Hirai
- \* THE LONG--TERM CREDIT BANK OF JAPAN LTD  
From Mr. H. Moriyama to Mr. M. Yamamura
- \* THE NIPPON FIRE & MARINENINSURANCE CO LTD  
From Mr. T. Kobata to Mr. M. Ohno
- \* HITACHI S'PORE PTE LTD  
From Mr. T. Suzue to Mr. T. Takeuchi
- \* THE KYOWA BANK, LTD  
From Mr. K. Andoh to Mr. K. Inaba
- \* MARUZEN ASIA PTE LTD  
From Mr. M. Taguchi to Mr. M. Hirase
- \* NIPPON KAIJI KYOKAI--SINGAPORE OFFICE  
From Mr. Y. Hayashi to Mr. B. Takahashi

- \* TAIKO ELECTRONICS (S) PTE LTD  
From Mr. M. Ikegame to Mr. H. Kamo
- \* TOYODA (SINGAPORE) PTE LTD  
From Mr. T. Asamura to Mr. Y. Kimura
- \* KISO JIBAN CONSULTANTS CO LTD  
From Mr. Y. Kobayashi to Mr. H. Mizuno
- \* NEW ORIENTAL NAVIGATION CO (PTE) LTD  
From Mr. N. Nakanishi to Mr. I. Mizutani
- \* TIGERS POLYMER SINGAPORE PTE LTD  
From Mr. H. Asada to Mr. H. Kawai
- \* FAR EASTERN CABLES & SWITCHGEAR LTD  
From Mr. S. Miyao to Mr. K. Fujita
- \* HAZAMA--GUMI LTD  
From Mr. T. Tomita to Mr. T. Kobayashi
- \* MITSUBOSHI BELTING (SINGAPORE) PTE LTD  
From Mr. Y. Nakatake to Mr. N. Kasugai
- \* TOKYO BYOKANE (S) PTE LTD  
From Mr. Y. Tsukihiji to Mr. Y. Fukazawa
- \* KOWA TRADING COMPANY(S) PTE LTD  
From Mr. M. Hirai to Mr. K. Kondo
- \* SINGAPORE OILSEAL CO PTE LTD  
From Mr. H. Umeno to Mr. T. Takeda
- \* THE MITSUI TRUST & BANKING CO LTD  
From Mr. K. Yamamoto to Mr. R. Asai
- \* THE MALAYSIA STEEL PIPE MFG. CO LTD  
From Mr. S. Nagae to Mr. K. Okahashi
- \* TAKENAKA KOMUTEN CO LTD  
From Mr. M. Kobayashi to Mr. K. Shimizugawa
- \* THE JAPAN STEEL WORKS LTD  
From Y. Hirano to Mr. K. Watanabe
- \* NIPPON SUISAN (SINGAPORE) PTE LTD  
From Mr. E. Hayashi to Mr. T. Kokubo
- \* YAOHAN SINGAPORE PTE LTD  
Mr. A. Sanoh to Mr. T. Takeda
- \* JGC CORPORATION  
From Mr. Y. Yoshida to Mr. H. Hashimoto
- \* KOKEN BORING MACHINE CO LTD  
From Mr. H. Kiyonaga to Mr. S. Suenaga
- \* NISHISHIBA ELECTRIC CO LTD  
From Mr. Y. Tomita to Mr. S. Kasahara
- \* OKURA & CO LTD  
From Mr. Y. Okahara to Mr. S. Kojima
- \* TAIYO INTERNATIONAL PTE LTD  
From Mr. R. Izawa to Mr. A. Ogita

# 資料案内

## 国内一般

|                             |       |
|-----------------------------|-------|
| ☆ シンガポール共和国概要 (1981年) ..... | S\$10 |
| シンガポール経済事情 (1979年8月) .....  | S\$10 |
| * シンガポール共和国憲法 .....         | S\$15 |
| シンガポール共和国移住法 .....          | S\$10 |
| ☆ 民事法 .....                 | S\$5  |
| ☆ 刑法 (暫定規定法) .....          | S\$10 |

## 投資関係

|                                         |       |
|-----------------------------------------|-------|
| トップマネジメントのためのオリエンテーション..... (非会員) ..... | S\$40 |
| 資金援助制度の手引き .....                        | S\$20 |
| 資金援助制度の手引き .....                        | S\$8  |
| * 経済拡大奨励法 .....                         | S\$10 |
| 法律15号 (経済拡大奨励法改正法) 1979年 .....          | S\$5  |

## 租税・税制

|                                           |       |
|-------------------------------------------|-------|
| * シンガポール共和国現行租税制度 .....                   | S\$10 |
| シンガポール共和国個人所得税解釈 .....                    | S\$10 |
| 法律第2号共和国所得税法改正 (1973年) .....              | S\$5  |
| 法律第13号 " (1977年) .....                    | S\$5  |
| 法律第17号 " (1980年) .....                    | S\$5  |
| 法律第20号共和国所得税 (改正) 令 .....                 | S\$5  |
| * シンガポール共和国財産税法、財産税 (付加税) 法 .....         | S\$15 |
| ☆ シンガポールとの租税 (所得) 条約 .....                | S\$5  |
| ☆ 法律 (改正) 時報第21号 (経済拡大奨励法及び所得税法改正法) ..... | S\$5  |

## 会社法

|                                       |           |       |
|---------------------------------------|-----------|-------|
| シンガポール共和国会社法                          | ( 会 員 )   | S\$60 |
|                                       | ( 非 会 員 ) | S\$70 |
| 法律第1号(共和国会社法改正)1970年                  |           | S\$ 5 |
| 法律第4号(           "           )1974年   |           | S\$ 5 |
| * 法律第7号(           "           )1975年 |           | S\$ 5 |
| 法律第19号1980年中央厚生年金法告示(付表の入替)           |           | S\$ 5 |
| ☆ 法律16号(会社の買収及び合併に関する)                |           | S\$ 5 |

## 為替管理・関税

|                              |       |
|------------------------------|-------|
| * シンガポール為替管理法 (1970年) .....  | S\$15 |
| 法律第6号 (為替管理法改正) 1976年 .....  | S\$5  |
| * シンガポール共和国関税法 .....         | S\$20 |
| 関税法 (1979年関税令) .....         | S\$15 |
| 法律第9号 (共和国関税法改正) 1976年 ..... | S\$5  |
| ☆ 金融業者法 .....                | S\$10 |

## 業種別規則

|                                      |       |
|--------------------------------------|-------|
| シンガポール共和国製造業管理法 .....                | S\$ 5 |
| 法律第 18 号工場法改正法 ( 1973 年 ) .....      | S\$ 5 |
| 大気汚染防止法 ( 1971 年 ) .....             | S\$ 8 |
| 法律第 11 号 ( 共和国大気汚染法改正 ) 1975 年 ..... | S\$ 5 |
| シンガポール共和国銀行業法 .....                  | S\$15 |
| 地方政府建築規則 .....                       | S\$15 |
| ☆建築物規制法 ( 1973 年法律第 59 号 ) .....     | S\$ 5 |

## 特許・商標・その他

|                             |       |
|-----------------------------|-------|
| シンガポール共和国特許 ( 実施権 ) 法 ..... | S\$ 8 |
| シンガポール共和国商標法 .....          | S\$10 |
| シンガポール共和国技術士法 .....         | S\$ 5 |
| 価格規則法 .....                 | S\$ 5 |
| ☆ 1975 年水質汚染規制及排水法 .....    | S\$10 |
| ☆ 1971 年海汚染防止法 .....        | S\$ 5 |

## 労働関係

|                                             |       |
|---------------------------------------------|-------|
| * 中央厚生年金法 .....                             | S\$15 |
| * シンガポール共和国労働雇用法、労働組合法、労働関係法 .....          | S\$25 |
| 労働組合法 ( 1977 年 ) .....                      | S\$10 |
| 法律第 3 号 ( 共和国労働雇用法改正 ) 1970 年 .....         | S\$ 5 |
| ☆ 法律 ( 改正 ) 時報 ( 第 25 号 ) .....             | S\$ 5 |
| ☆ 法律 ( 改正 ) 時報 ( 第 26 号 ) .....             | S\$ 5 |
| ☆ 法律 ( 改正 ) 時報第 22 号 ( 雇用法並びに労働者補償法 ) ..... | S\$ 5 |
| ☆ 法律 ( 改正 ) 時報第 23 号 ( 中央厚生年金法改正法 ) .....   | S\$ 5 |
| ☆ 労働雇用法 ( 1976 年幼少年雇用規則 ) .....             | S\$ 5 |
| ☆ 法律 ( 改正 ) 時報第 24 号 ( 中央厚生年金改正法 ) .....    | S\$ 5 |
| ☆ 雇用法の手引き .....                             | S\$10 |

## 商工会議所出版物

|                            |               |       |
|----------------------------|---------------|-------|
| ☆ 業種別会員名簿 ( 1981 年 ) ..... | ( 会員 ) .....  | S\$20 |
|                            | ( 非会員 ) ..... | S\$30 |
| 月報 ( 各月号 ) .....           |               | S\$ 8 |
| ☆ ( 新刊 ) シンガポールの教育制度 ..... |               | S\$10 |
| ☆ 国際比較統計要覧 .....           |               | S\$ 5 |

( \* 印は在庫なし )

( ☆ 新着資料 )

## 編集後記

6月は、NWC勧告が発表される月であり、例年行事とも言える訳けでありますが、これを受け止める労使には、今年、かなりニュアンスの相違がありました。従って、今後具体的な交渉に入りますと、その過程で Culture Gap を感じられるケースがかなりでてくるのではないかと懸念いたします。

月報6月号をお届けします。まず、今後当地で操業している日系企業にも大きな影響を与えることが必至である「シンガポールの外国人労働者問題」を、その背景と自社の現状を踏まえてフジテック・エレベータ(株)風間氏にご解説頂きました。つぎに、1980年に開講いたしましたシンガポール国立大学の「日本研究学科の現状」について同科学科長代理の桑川先生にご執筆頂きました。一方、昨年後半以降低下を示しております来星外国人観光客の推移を中心に「シンガポールの観光事情」を取りまとめております。

最後に、冒頭で触れました1982年度NWC勧告の全文を掲載しております。

今月号の担当は、樋野(松下電器)、川崎(大成建設)でした。

# MONTHLY REVIEW

PRINTED BY  
GREEN MOUNT PUBLICATION & PRINTING CO.  
11A-12A, Block 1, Flatted Factory, Kallang Way,  
Singapore 1334. Tel: 2923831

**JAPANESE CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY SINGAPORE**

UNIT 2304-2305 23RD FLOOR, C.P.F. BUILDING NO. 79 ROBINSON ROAD, SINGAPORE 0106 TEL: 2210541, 2210665